

平成 22 年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果 概要

地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査

環境配慮契約（グリーン契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約である。グリーン購入と同様、環境配慮契約は調達者自身の環境負荷を低減すると同時に、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型へ変えていく可能性を有する。

環境配慮契約を推進するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）が制定された。環境配慮契約法は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者と契約する仕組みを創出することにより、温室効果ガス等の排出削減、更には持続可能な社会の構築を目指すものである。公共部門の買い支えにより環境配慮型市場への転換が期待できることから、公共機関自身が業務における環境負荷の低減に向け率先して取り組む意義は大きい。地方公共団体においても環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の普及策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

<調査概要>

（１）調査対象と調査方法

- 調査対象：全国 1,797 地方公共団体（平成 22 年 9 月 1 日現在）
（47 都道府県、19 政令指定都市、789 区市、942 町村）
- 調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 22 年 9 月～平成 22 年 12 月
- 調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便にて調査票を配布、回答はメール及び郵送にて回収
（一部、FAX での回答含む）

（２）設問

アンケートにおける主な設問は以下のとおり。

- ① 環境配慮契約法の認知度
- ② 契約方針の策定状況について
- ③ 基本方針に基づく取組実績について
- ④ 取組の実績の把握及び公表について
- ⑤ 取組の課題と現状について

(3) 回答の概要

団体の分類	発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県・政令指定都市	66	66	100.0
区市	789	655	83.0
町村	942	657	69.7
合計	1,797	1,378	76.7

※政令指定都市については、平成 22 年 9 月時点の 19 都市で集計。

地方公共団体の規模別集計を基本とし、平成 22 年度の主な調査結果について、継続して調査している設問については、平成 21 年度に行った調査結果との比較を行った。

<主な調査結果>

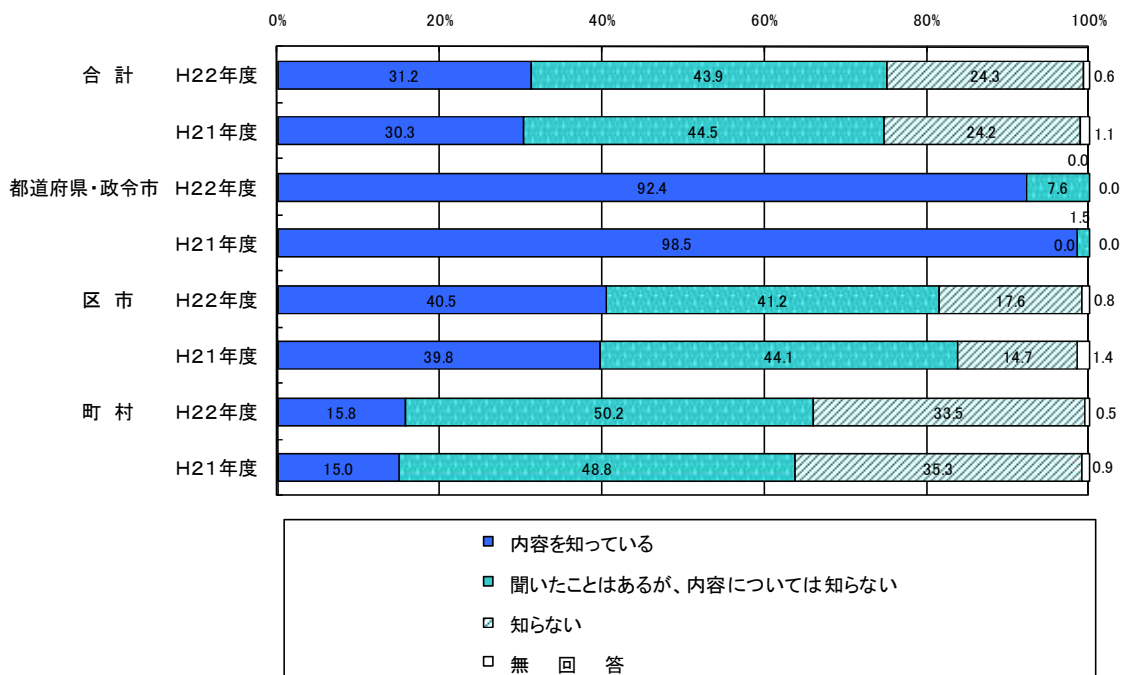
○ 環境配慮契約法の認知度

平成 22 年度において、「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答した地方公共団体は、全体で 31.2%であり、平成 21 年度と比較してほぼ同様の傾向を示した。団体の分類別では、都道府県・政令市では 92.4%とほとんどの地方公共団体において知られている。一方、区市では 58.8%、町村では 83.7%が「知らない」或いは「聞いたことはあるが、内容については知らない」と回答しており、認知度は高いとはいえない状況である。今後も継続した環境配慮契約法の普及啓発が必要である。

表 1 環境配慮契約法の認知度

団体の分類	件数	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容については知らない	知らない	無回答
合計	1378	430	605	335	8
	100.0	31.2	43.9	24.3	0.6
都道府県、政令市	66	61	5	-	-
	100.0	92.4	7.6	-	-
区市	655	265	270	115	5
	100.0	40.5	41.2	17.6	0.8
町村	657	104	330	220	3
	100.0	15.8	50.2	33.5	0.5

図 1 環境配慮契約の認知度



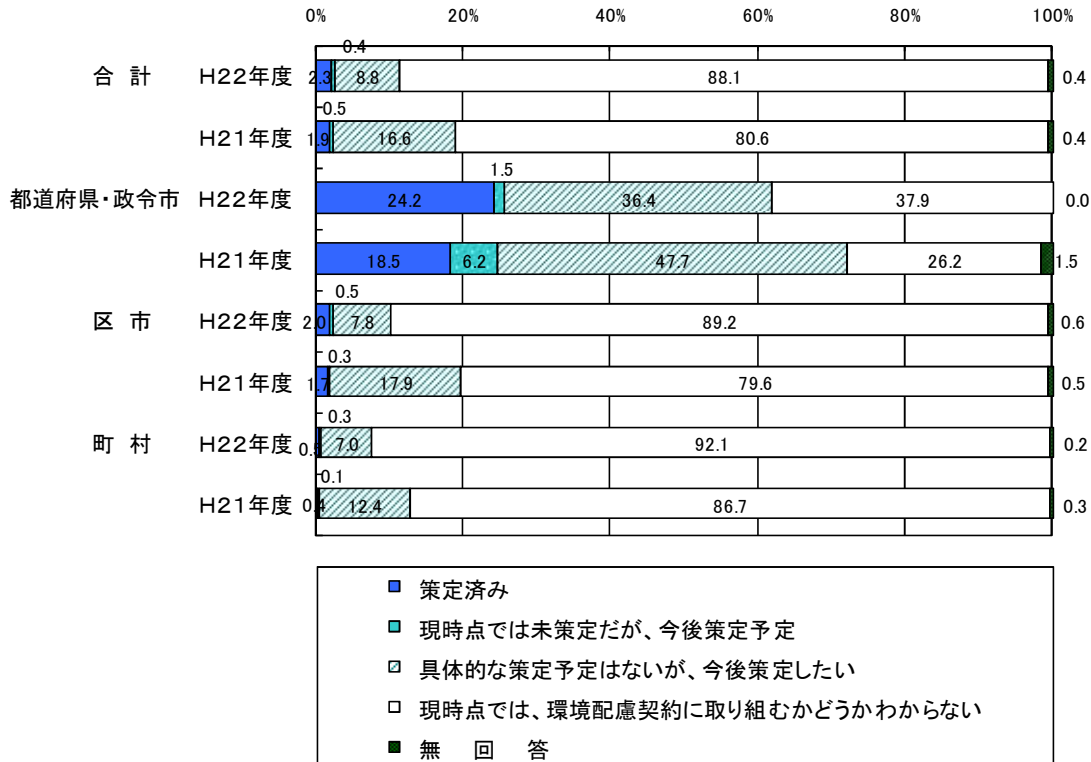
○ 契約方針の策定状況

平成 22 年度において、「契約方針を既に策定している」と回答した割合は全体の 2.3%であり、平成 21 年度と比較してほぼ同様の傾向を示した。都道府県・政令市では、策定済みが 24.2%（昨年度調査比 5.7%増加）であり、「今後策定予定」や「策定予定はないが、今後策定したい」を含めて 62.1%の団体が契約方針を策定する方向で進めているが、区市の 89.2%や町村の 92.1%の団体は、「取り組むかどうか分からない」と回答している。

表 2 契約方針の策定状況

団体の分類	件数	策定済み	が現時点では未策定だが、今後策定予定	たな具体的、な今後策定しは	ど慮現時点では取り、環境か配	無回答
合計	1378	32	6	121	1214	5
	100.0	2.3	0.4	8.8	88.1	0.4
都道府県、政令市	66	16	1	24	25	-
	100.0	24.2	1.5	36.4	37.9	-
区市	655	13	3	51	584	4
	100.0	2.0	0.5	7.8	89.2	0.6
町村	657	3	2	46	605	1
	100.0	0.5	0.3	7.0	92.1	0.2

図 2 契約方針の策定状況



○ 契約方針の位置づけ

平成 22 年度において、契約方針の策定状況について「契約方針を策定済み」、「策定予定」または「策定したい」と回答した 159 団体のうち、「グリーン購入法の調達方針の中に位置づけている」と回答した割合は 39.0%と最も多く、次いで「契約方針を単独で策定している」が 23.3%であった。

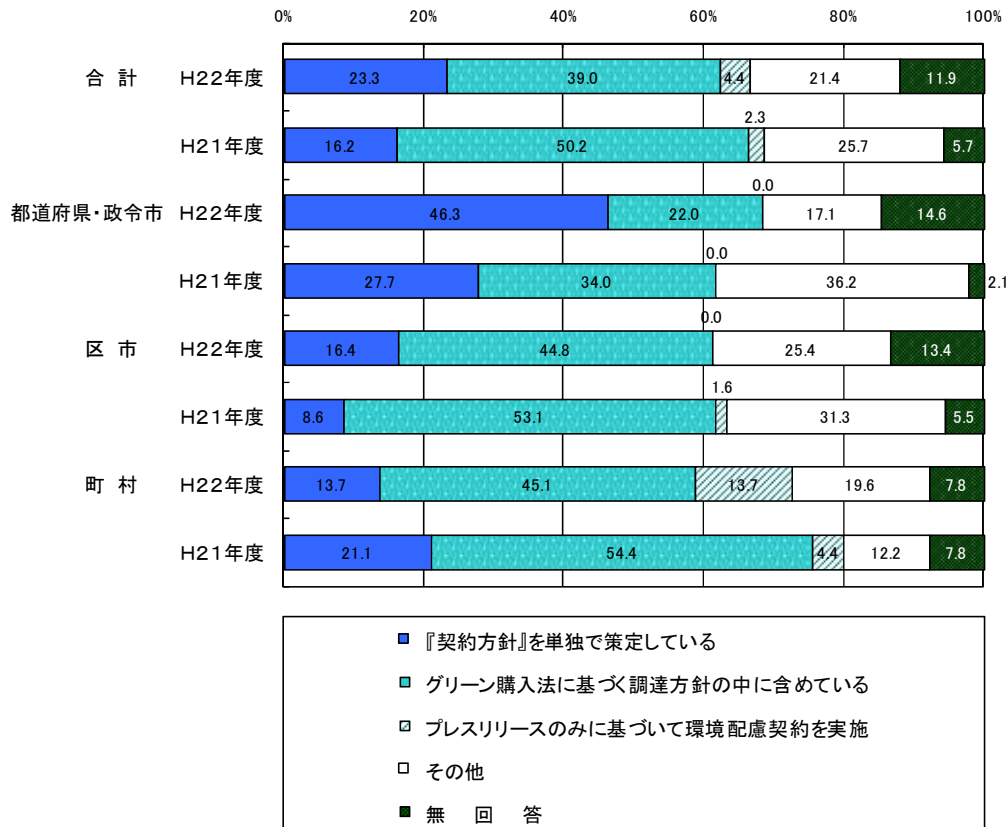
都道府県・政令市では、「契約方針を単独で策定している」という回答が 46.3%（昨年度比 18.6%増加）と最も多く、区市及び町村では「グリーン購入法の調達方針の中に位置づけている」がそれぞれ 44.8%、45.1%と回答しており、単独で策定するよりも高い結果となった。

その他に契約方針の位置付けとしては、プレスリリースに基づいて環境配慮契約を実施する他に、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムの中に位置づけるケースが確認された。

表 3 契約方針の位置付け

団体の分類	件数	『契約方針』を単独で策定している	グリーン購入法の調達方針の中に位置づけている	プレスリリースの実施に環境配慮のみをベースにしている	その他	無回答
合計	159	37	62	7	34	19
	100.0	23.3	39.0	4.4	21.4	11.9
都道府県、政令市	41	19	9	-	7	6
	100.0	46.3	22.0	-	17.1	14.6
区市	67	11	30	-	17	9
	100.0	16.4	44.8	-	25.4	13.4
町村	51	7	23	7	10	4
	100.0	13.7	45.1	13.7	19.6	7.8

図 3 契約方針の位置付け



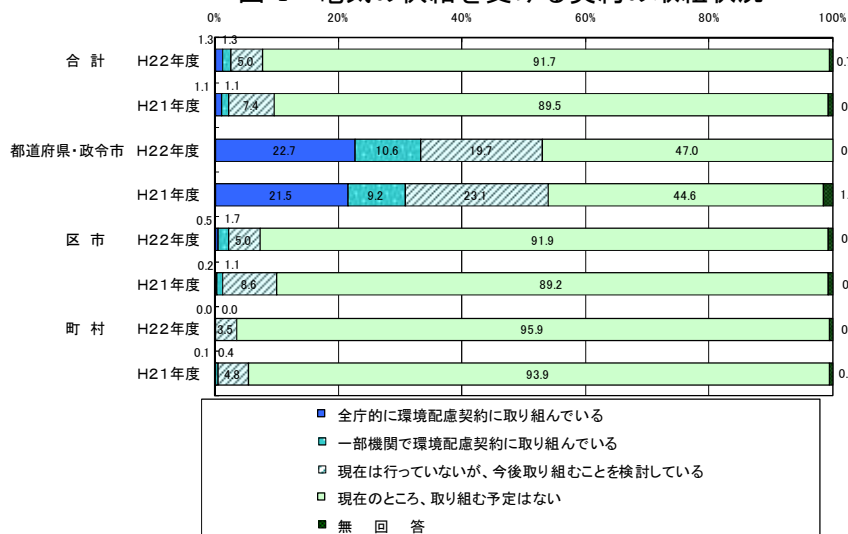
○ 環境配慮契約の取組状況

環境配慮契約法では、温室効果ガスの削減に向けて政府の総排出量の9割程度に関係する5分野（電気・自動車・船舶・ESCO・建築物）において、環境配慮契約の具体的な方法を定めている。地方公共団体における環境配慮契約の取組状況を以下にまとめる。

■電気の供給を受ける契約の取組状況

平成22年度において、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組んでいる（全庁的及び一部機関）と回答した地方公共団体は、全体で2.6%（全庁的な取組1.3%、一部での取組1.3%）であり、昨年度調査とほぼ同様の傾向を示した。都道府県・政令市では、「取り組んでいる」及び「今後取り組むことを検討している」をあわせて53.0%になったが、区市と町村では、「取り組む予定はない」という回答がそれぞれ91.9%、95.9%と割合が高い。

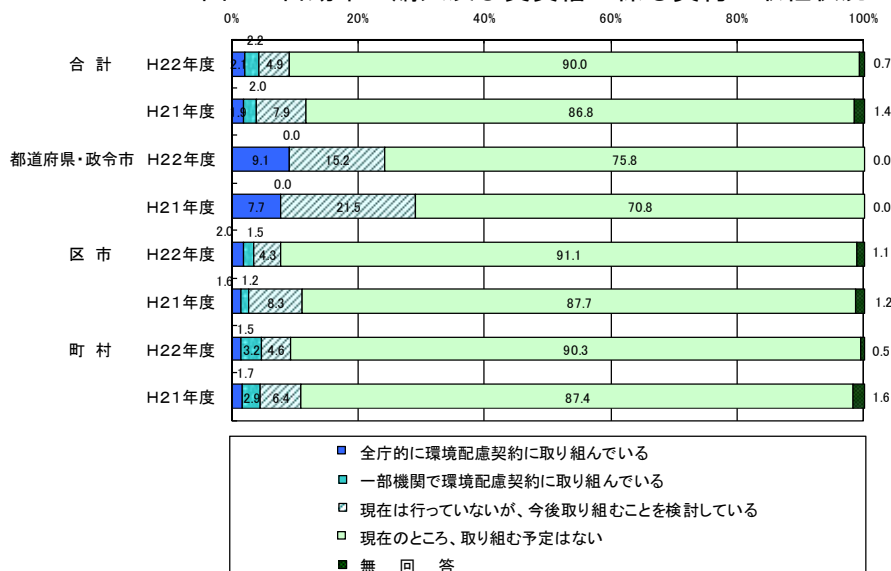
図4 電気の供給を受ける契約の取組状況



■自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組状況

平成22年度において、「自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約に取り組んでいる（全庁的及び一部機関）」と回答した地方公共団体は、全体で4.3%（全庁的な取組2.1%、一部での取組2.2%）であった。都道府県・政令市では、「取り組んでいる」及び「今後取り組むことを検討している」をあわせて24.3%となったが、区市と町村では、「取り組む予定はない」という回答がそれぞれ91.1%、90.3%と割合が高い。

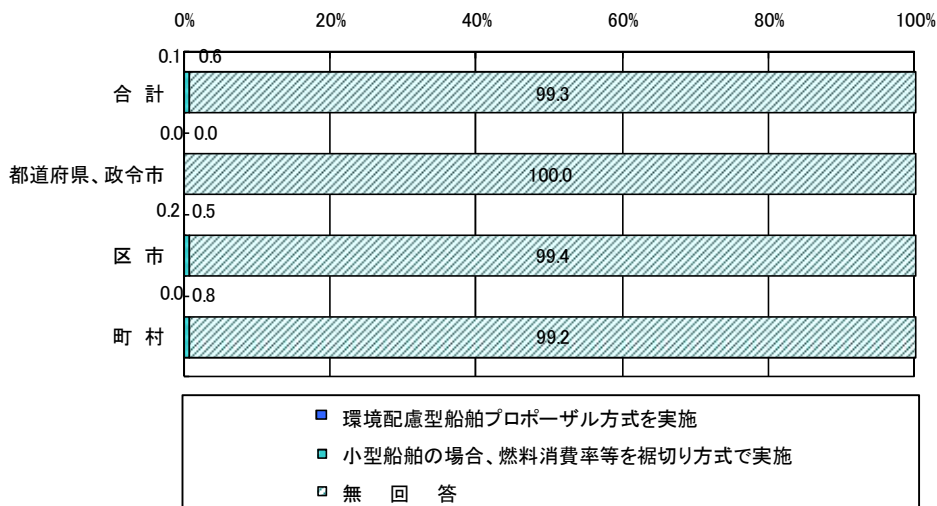
図5 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組状況



■船舶の調達に係る契約の取組状況

船舶の調達に係る契約は、平成 22 年 2 月に環境配慮契約法基本方針の改定に伴い、新規に追加されたものである。平成 22 年度において、船舶の調達に係る環境配慮契約に取り組んでいると回答した地方公共団体は 0.7%（環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施 0.1%、小型船舶の燃料消費率等を裾きり方式で実施 0.6%）であった。船舶を保有する地方公共団体が少ないことから、実施状況も少ない結果となった。区市及び町村を中心に小型船舶に係る環境配慮契約が実施されている。

図 6 船舶の調達に係る契約の取組状況

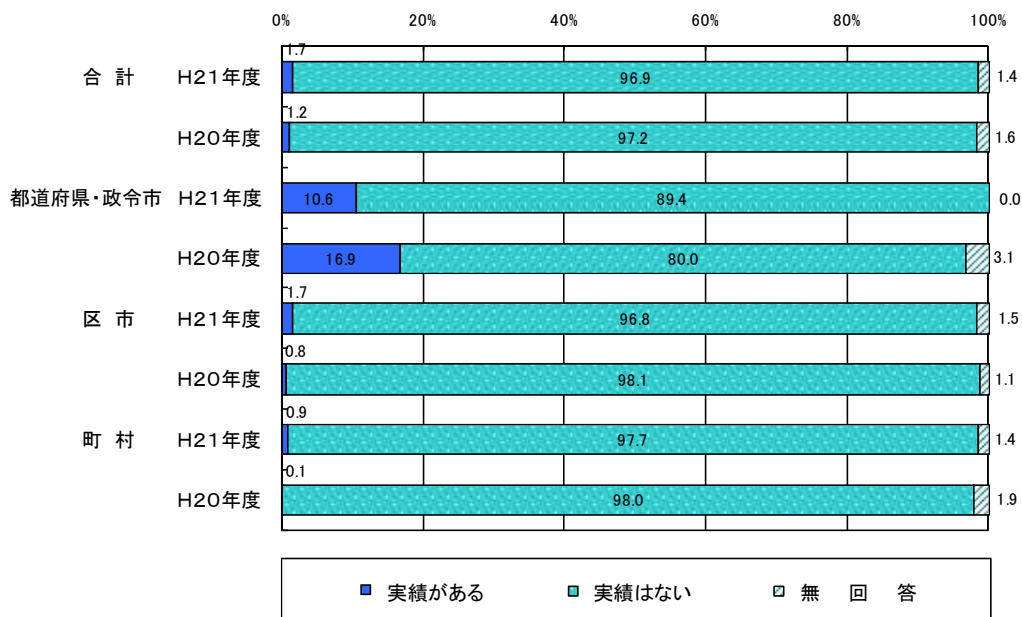


※ 船舶は、環境配慮契約法基本方針の改定時（平成 22 年 2 月）に新規に追加されたため、平成 22 年度のみを取組状況を示す

■ESCO事業（省エネルギー改修事業）の取組状況

平成 21 年度において、ESCO事業を実施した実績があると回答した地方公共団体は全体で 1.7%であり、昨年度調査とほぼ同様の傾向を示した。都道府県・政令市では、平成 21 年度と比較して、「ESCO事業を実施した実績がある」という回答が 6.3%減少した。

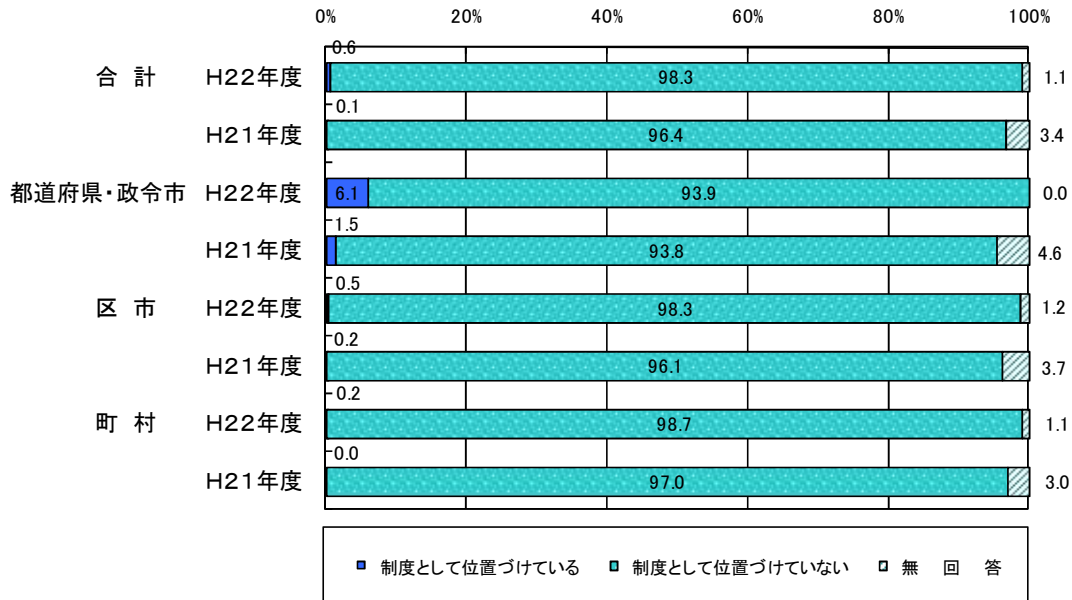
図 7 ESCO事業の実績状況



■建築物の設計に係る契約の取組状況

平成 22 年度において、建築物の設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけている地方公共団体は、全体の 0.6%であった。都道府県・政令市では、6.1%が環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけており、平成 21 年度調査と比較して 4.6%増加した。

図 8 建築物における環境配慮型プロポーザル方式の制度化



○ 環境配慮契約の実施方法

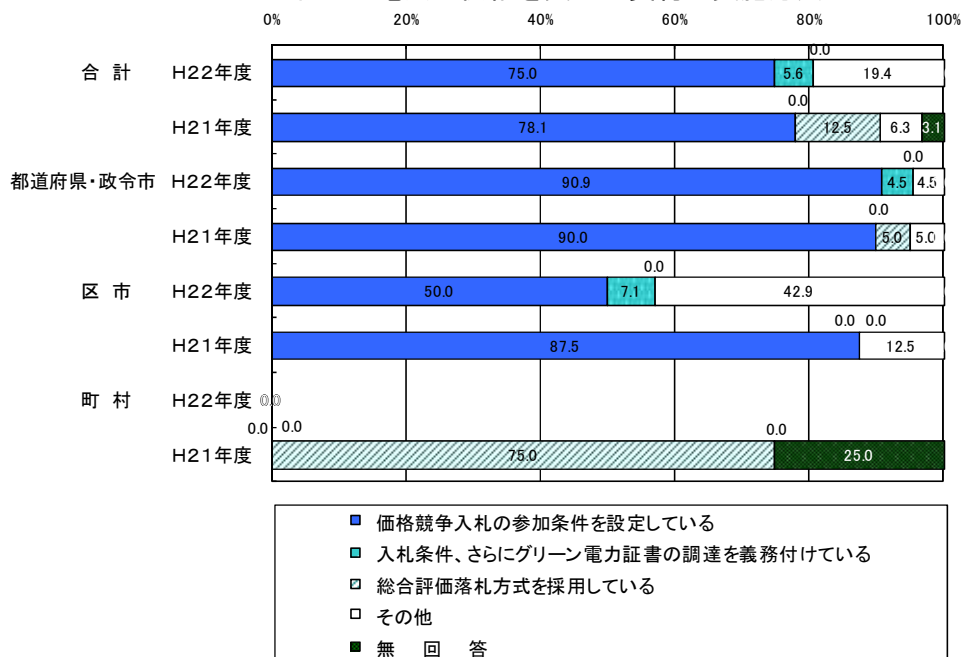
環境配慮契約法で定めている5分野（電気・自動車・船舶・ESCO・建築物）について、地方公共団体の具体的な環境配慮契約の実施方法を以下にまとめる。

■電気の供給を受ける契約の実施方法

平成22年度において、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約の評価方法として「価格競争入札の参加条件を設定している」地方公共団体は、全体の75.0%であった。

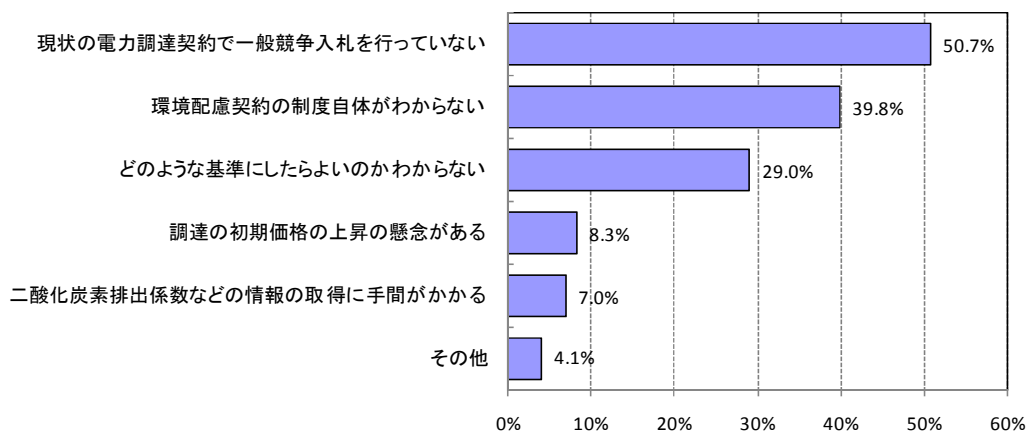
平成21年度と比較して、一定の基準を満たした事業者に落札候補者としての資格を認める随意契約を実施する回答（「その他」に該当）が、区市を中心に増加傾向にある。

図9 電気の供給を受ける契約の実施方法



また、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっているもののうち、「現状の電気調達契約が複数年契約になっている」「一般電気事業者以外の参入がない（参加意思確認）（参加意思未確認）」という回答を除いて、最も多かったのは、「電気の調達契約で一般競争入札を行っていない」が全体の50.7%であり、次いで「環境配慮契約の制度自体がわからない」が39.8%であった。

図10 電気の供給を受ける契約の障害（複数回答）

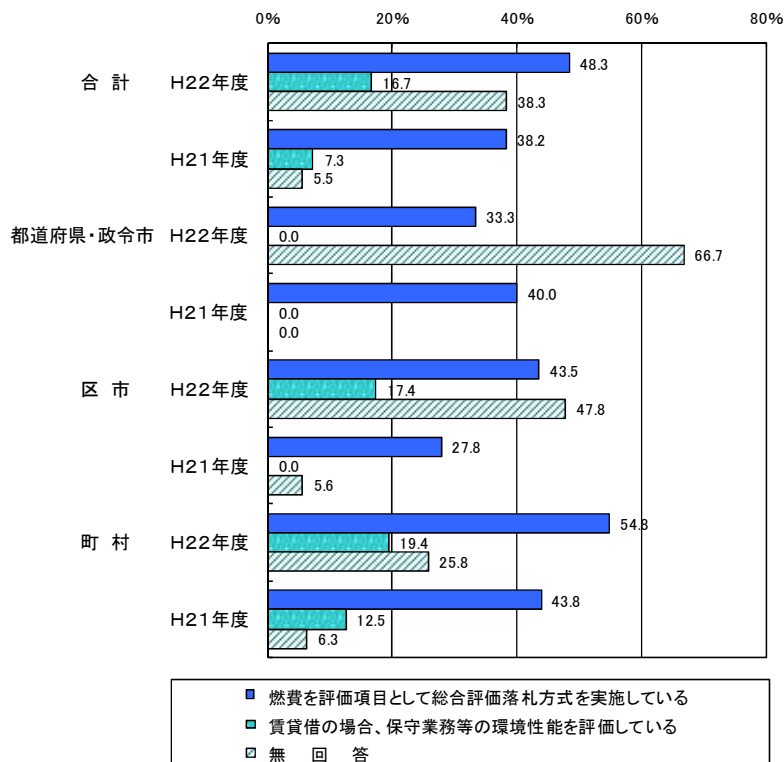


■自動車の購入及び賃貸借に係る契約の実施方法

平成22年度において、自動車の購入及び賃貸借に係る契約を行っているとは回答した60団体のうち、実施方法として「燃費を評価項目として総合評価落札方式を実施している」地方公共団体は全体の48.3%（昨年度比10.1%増加）、「保守業務等の環境性能を評価している」が16.7%（昨年度比9.4%増加）であった。

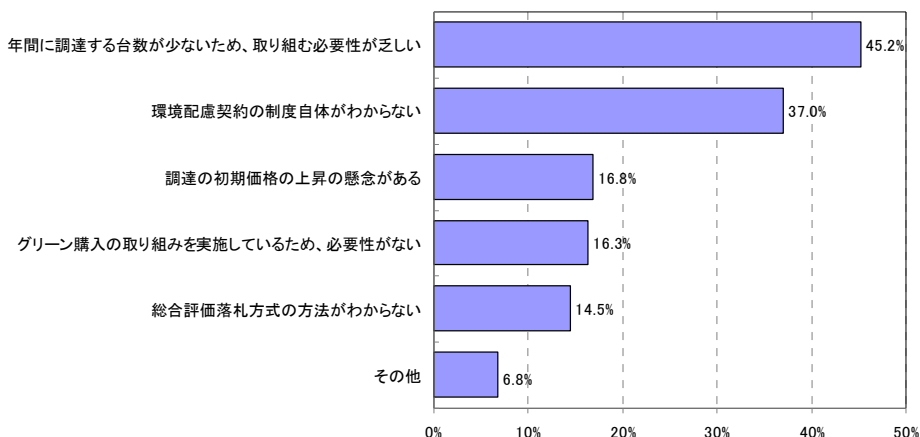
平成21年度と比較して、都道府県・政令市では「燃費を評価項目として総合評価落札方式を実施している」が6.7%減少しているものの、区市や町村ではそれぞれ15.7%、11.0%増加している。

図11 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の実施方法（複数回答）



また、自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることのうち、全体の45.2%が「年間に調達する台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」と回答しており、次いで37.0%が「環境配慮契約の制度自体がわからない」と回答した。回答の傾向は、電気と同様に自動車においても地方公共団体の規模が小さくなる程、これらについて阻害要因としての認識は高い傾向を示した。

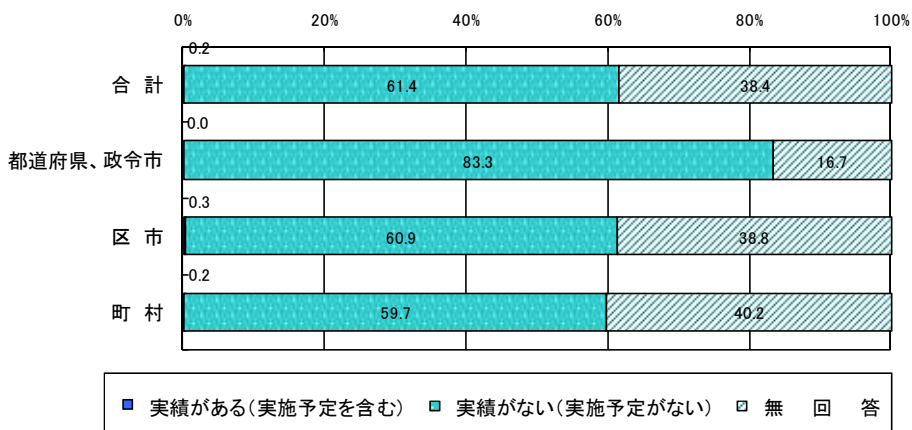
図12 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害（複数回答）



■船舶の調達に係る契約の実施

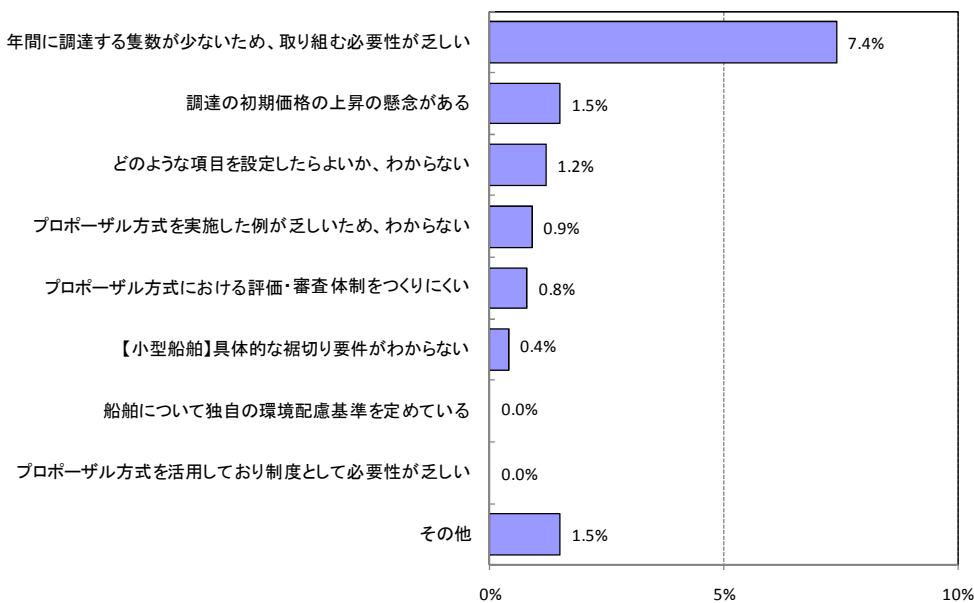
平成 22 年度において、「船舶の調達に係る契約に取り組んでいる」と回答したのは 9 団体（環境配慮型船舶プロポーザル方式 1 団体、小型船舶の場合、燃料消費率等を裾切り方式 8 団体）であり、環境配慮契約に基づく取組実績（予定を含む）があったのは、全体の 0.2%（市 2 団体、村 1 団体）の小型船舶の調達に係わる契約のみであった。

図 13 小型船舶の調達に係る環境配慮契約の実施



また、船舶の調達に係る契約において障害になっていることのうち、「船舶を調達することがない」という回答分を除いて、7.4%が「年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」と回答しており最も多かった。

図 14 船舶の調達に係る契約の障害（複数回答）

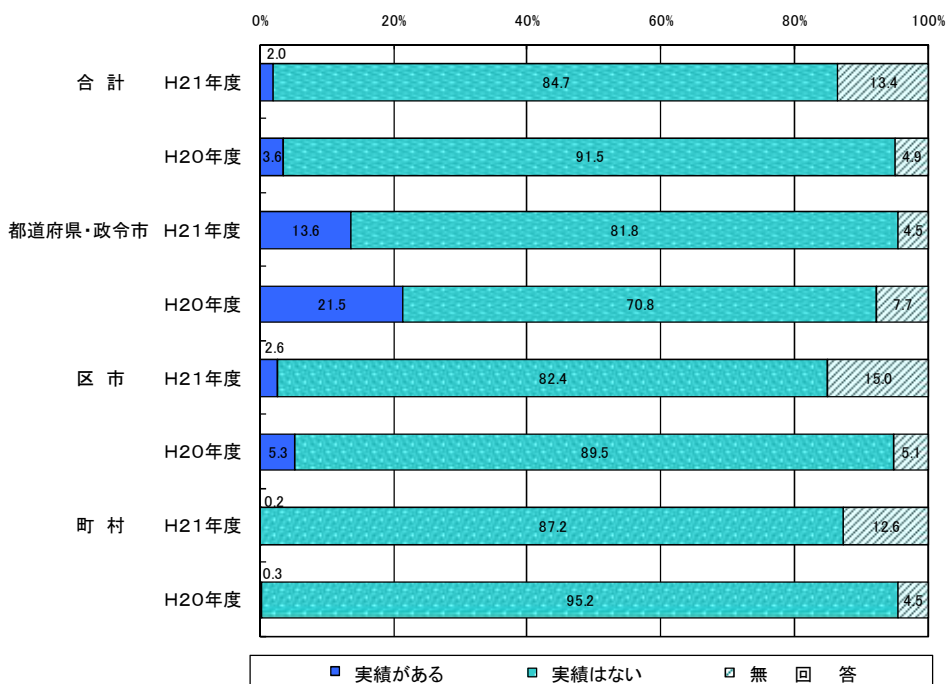


■ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施

平成 21 年度において、「簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等のESCO事業に係る省エネルギー診断を実施」した地方公共団体は 2.0%であり、平成 20 年度より 1.6%減少した。

なかでも、都道府県・政令市では、平成 20 年度と比較して、「簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等のESCO事業に係る省エネルギー診断を実施した実績がある」という回答が 7.9%、区市では 2.7%減少した。

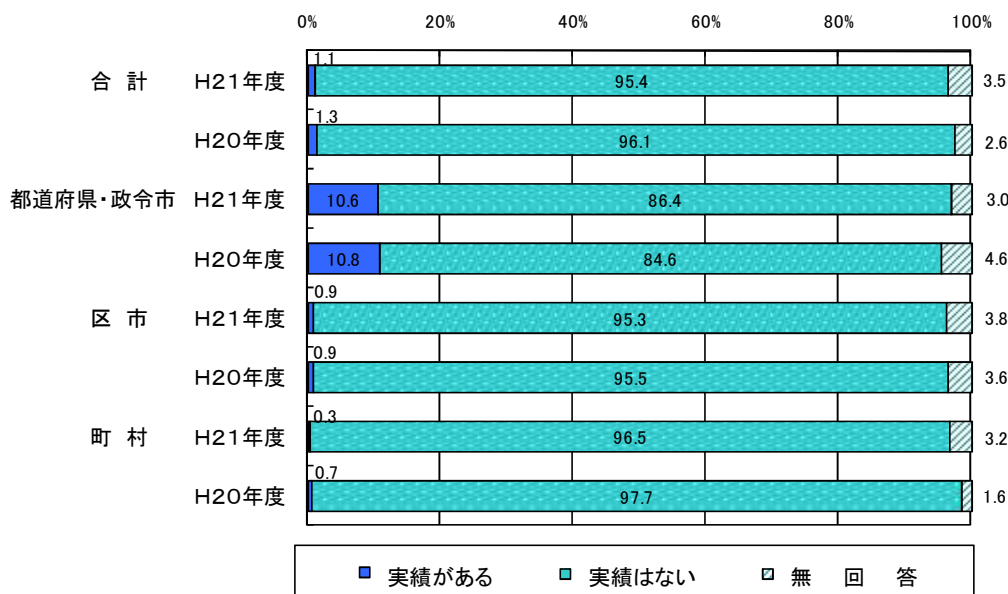
図 15 ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施



■建築物の設計に係る契約の実施

平成 21 年度に「建築物の設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を実施した実績がある」と回答した地方公共団体は、全体の 1.1%であった。都道府県・政令市では、10.6%が建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式を実施しており、平成 21 年度調査と比較してほぼ同様の傾向を示した。

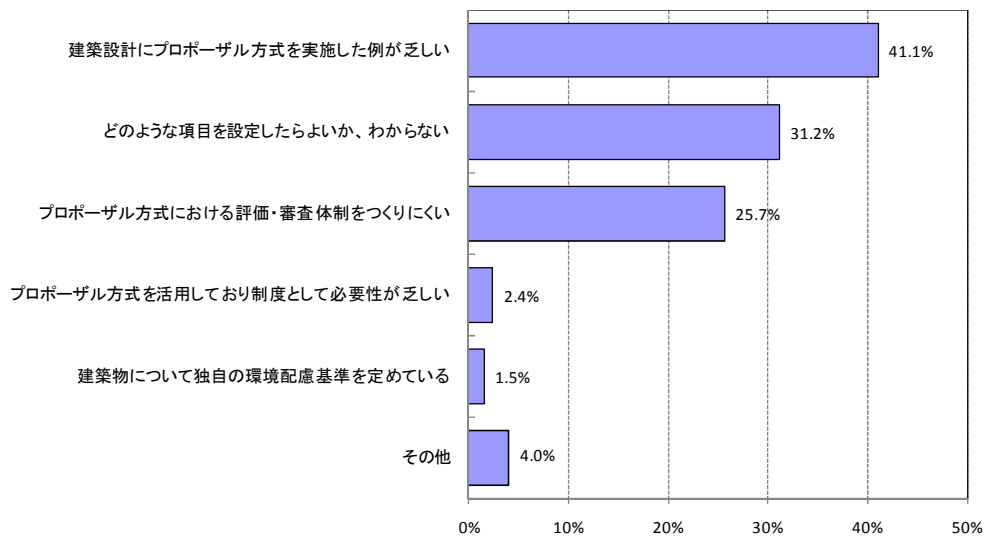
図 16 建築物の設計に係る契約の実施



また、建築物の設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることのうち、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」と回答した分を除いて、最も多かった回答は「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しい」であり全体の41.1%であった。

都道府県・政令市では「どのような項目を設定したらよいかわからない」、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」という回答が多く、区市や町村では、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しい」という回答が最も多かった。今後、建築設計に係る環境配慮契約に取り組んだ実績のある事例紹介などの情報開示が必要と考えられる。

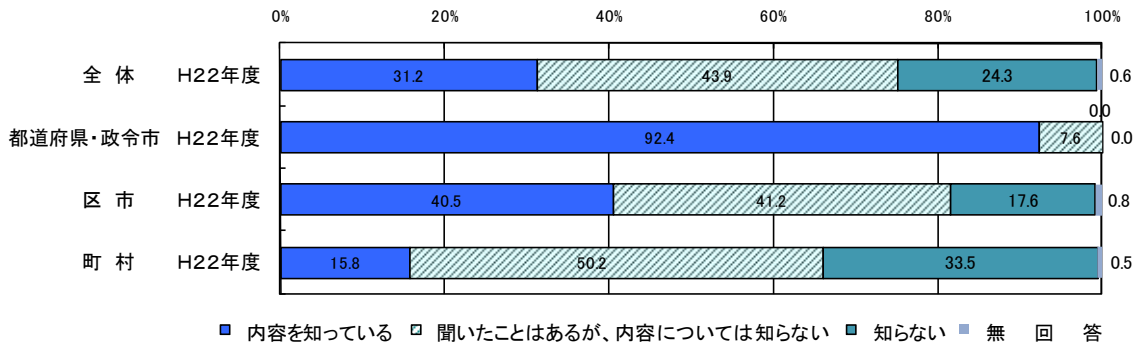
図 17 建築物の設計に係る契約の障害（複数回答）



○ 環境配慮契約に取り組む上での課題

環境配慮契約法の認知度は、区市、町村において「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答した割合は全体の半数に達しておらず、まだ認知度が低い状況にある。

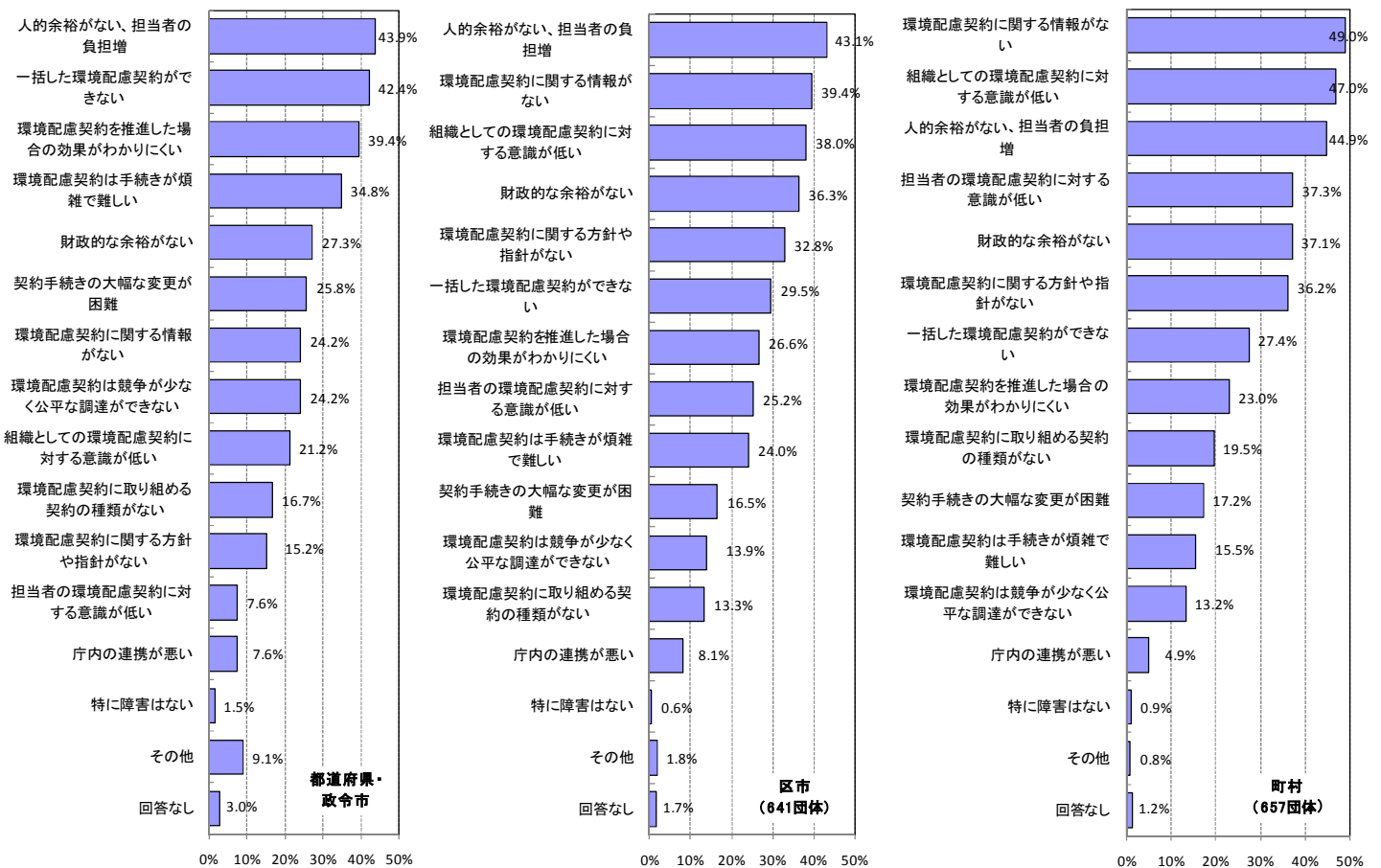
図 1 環境配慮契約の認知度



環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられた回答のうち、「人的余裕がない、担当者の負担増」が全体の上位にきており、次いで、都道府県・政令市では、「一括した環境配慮契約ができない」、「環境配慮契約を実施した場合の効果がわかりにくい」ことを阻害要因として挙げている。

区市や町村では「環境配慮契約に関する情報がない」、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」ことを阻害要因として挙げており、地方公共団体の規模によっても若干の差がある。

図 18 環境配慮契約の阻害要因（複数回答）



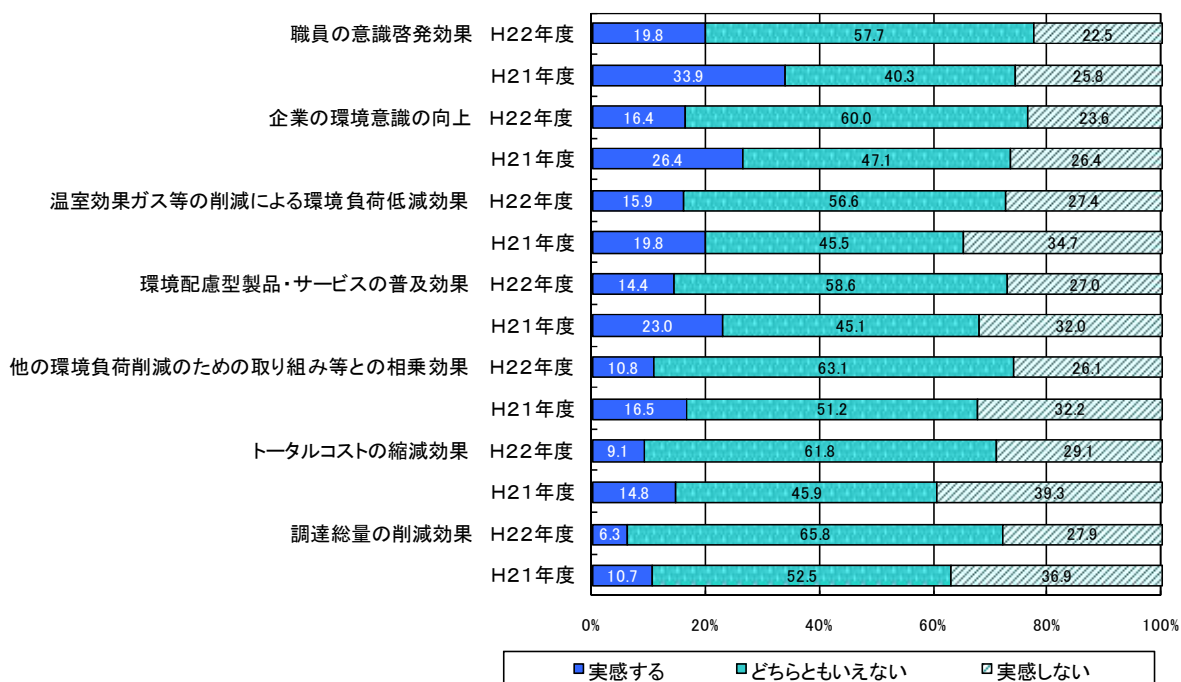
○ 環境配慮契約の効果

平成22年度において、環境配慮契約への取組によって実感した効果として挙げられたものは、「職員の意識啓発効果」、「企業の環境意識の向上」、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」等であった。

都道府県・政令市では、主に「企業の環境意識の向上」や「職員の意識啓発効果」を挙げており、区市では「職員の意識啓発効果」、町村では「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」であった。

一方、平成22年度において、環境配慮契約の効果を実感しないという回答では、都道府県・政令市、区市は「トータルコストの縮減効果」を挙げており、町村では「企業の環境意識の向上」であった。

図 19 環境配慮契約の効果（複数回答）



○ 環境配慮契約の進展のための取組案

環境配慮契約の進展のために国として進めてほしい取組として、全体で「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」という回答が60.4%と最も多く、次いで「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」が58.9%、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」が57.3%であり、回答が過半数を超えた。その他、「環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催」や「具体的な手順等に関する相談体制の整備」に対する回答も比較的多く、昨年度調査とほぼ同様の傾向を示した。

本年度及び昨年度の調査結果を踏まえて、地方公共団体の契約方針の策定状況や分野別の取組実績などを取り纏めた地方公共団体の環境配慮契約取組情報サイト「環境配慮契約法取組事例データベース」を構築し、公開を行っている。

情報開示の仕組みのあり方やサイトの告知、説明会の開催頻度などの面において、今後の工夫や改善が求められており、地方公共団体の各規模に応じた情報発信と情報交換の場が必要と考えられる。

図 20 環境配慮契約の進展のための取組（複数回答）

